

(個人情報保護)

(ご家族からの質問)

母がいつのまにか有料ホームを退去していた。ホームに行き先を聞いても個人情報を理由に教えてくれない。本人と携帯も繋がらない状態となっており大変心配している。何とか聞き出す方法はないか？

《相談者に対する苦情対応委員会のコメント》

例えご家族であっても、個人情報保護法 23 条により、ホームが入居契約の当事者(入居者・身元引受人)以外の第三者に入居者の情報を提供する事はできません。個人情報取得には、あらかじめ入居者(後見人がいる場合は後見人)の同意が必要となります。

《事業者に対する苦情対応委員会のコメント》

退居者であっても個人情報を安易に第三者に提供することは個人情報保護法違反となります(23条)。有料老人ホームにおいては、個人情報保護法から秘密保持が求められていますが、介護付きホームにおいては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生省令)にも定められています。

個人情報保護法において、個人情報とは「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等によって特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む)、または個人識別符号が含まれるもの」と定義されています(2条)。また、事業者が守るべきルールも下記の通り定められており、義務化されています。(同法15・16条)

- どのような目的で個人情報を利用するかできるかぎり具体的に特定する(同法15条1項)
- 特定した目的は公表する。あらかじめ公表しない場合は、本人に通知、または公表する
- 取得した個人情報は、特定した目的の範囲内でのみ利用する(同法16条1項)
- すでに取得した個人情報をほかの目的で利用する時は、本人の同意を得る(同法16条1項)

上記のルールに違反し、個人情報保護委員会からの改善命令(同法42条2・3項)にも従わない場合は、「一年以下の懲役または100万円以下の罰金」という刑事罰が適用されます。(同法82条)また、加えて漏洩等の被害が発生した場合は、情報漏洩の対象となった被害者からの損害賠償訴訟をされるリスクや、訴訟の結果によっては賠償金の支払いが必要になるケースがあります。所属する職員個人が違反した場合は、法人も管理責任を問われますので、職員への研修などの対応が必要です。

事業者の皆様におかれましては、協会の下記ホームページに資料なども掲載していますので、研修等の参考資料としてご活用ください。

2018.02.14 [個人情報保護委員会・厚生労働省]医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部訂正について(リンク)

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)原文は [こちら](#)